

独立行政法人の評価について

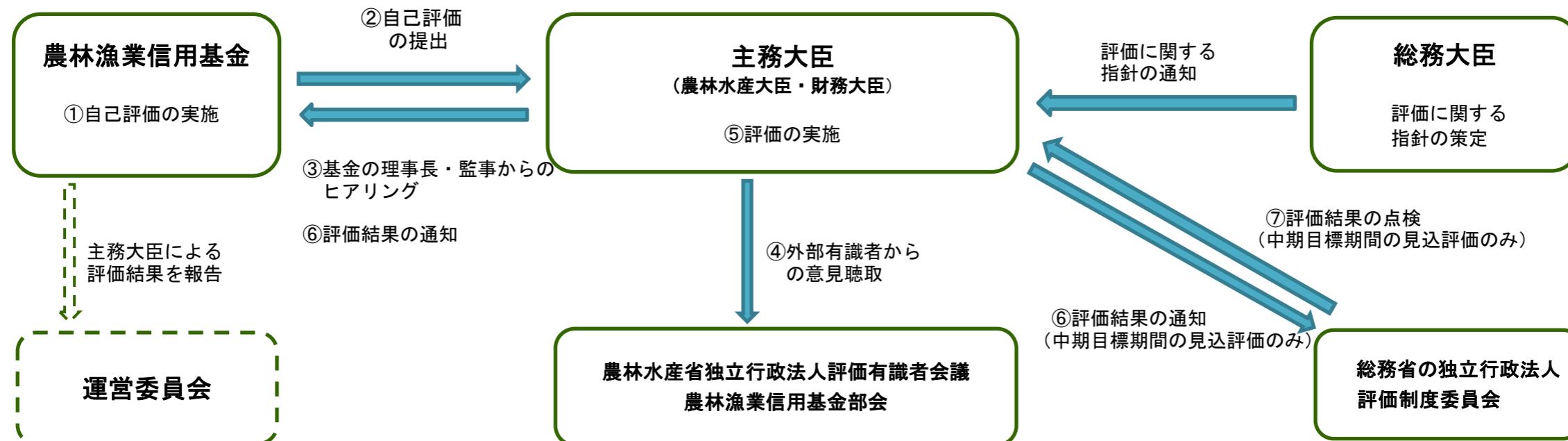
独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
- ・ 主務大臣は、指針に基づいて目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施。
- ・ 総務省の独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の見込評価を点検。



評価スキーム



評価の流れ

○年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間（見込・実績）も同様の方法により実施。

【評価項目】

○中期目標で定めた項目を単位として、評価項目を設定。

【項目別評価】

○中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、5段階の評語（S、A、B、C、D）による評定を付す。
「B」を標準とする。

【定量的目標を設定している項目】

対目標値の達成度合	評定
120%以上で、かつ質的に顕著な成果がある	S
120%以上	A
100%以上120%未満	B
80%以上100%未満	C
80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ぜた必要があると認めた場合	D

【定性的目標を設定している項目】

所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる	S
所期の目標を上回る成果が得られていると認められる	A
所期の目標を達成していると認められる	B
所期の目標を下回っており、改善を要する	C
所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める	D

【総合評価】

○項目別評定を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評定及び5段階の評語（S、A、B、C、D）による評定を付す。

1. 中項目の評価

小項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、小項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

小項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値 との対比〕	120%以上で顕著な成果がある	S
	120%以上	A
	90%以上120%未満	B
	50%以上90%未満	C
	50%未満	D

2. 大項目の評価

中項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

中項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値 との対比〕	120%以上で顕著な成果がある	S
	120%以上	A
	90%以上120%未満	B
	50%以上90%未満	C
	50%未満	D

3. 総合評価

大項目の評価結果について、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、その集計に当たり、大項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、5段階評価を行う。

大項目の合計 数値の割合 〔基準となる数値 との対比〕	120%以上で顕著な成果がある	S
	120%以上	A
	90%以上120%未満	B
	50%以上90%未満	C
	50%未満	D